

市民協働条例調査特別委員会

(平成26年10月29日)

○ 小林博次委員長

皆さん、おはようございます。定刻ですので、ただいまから委員会を始めさせていただきます。

お手元に配付の資料は3点です。1点目が意見募集に対する回答案、2点目が条例逐条解説（修正案）、それから、3点目が条例（修正案）、この3点でございます。ご確認をいただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、まず、事項書1の意見募集に対する回答案と条例逐条解説案について審査を始めたいと思います。

既に、この解説案は皆さん方の手元に届けてございますので、もう読んでいただいたと思いますから、修正点について事務局から朗読をさせます。

○ 岡田議会事務局主幹

座って失礼いたします。

資料①の意見募集に対する回答案についての説明をさせていただきます。

今回は、54名の方から103件のご意見をいただきました。内訳としては、各条文へのご意見が55件、条例案全般について28件、外国人参政権について14件、その他が6件となっております。

委員の皆様には事前に回答案を配付させていただいております。この回答案の作成に当たっては、本条例案の条文及び逐条解説の文言に沿って作成をいたしました。また、四日市市民自治基本条例をはじめとした各種法令等に基づいて作成をいたしました。

詳細についての説明は割愛させていただきますが、正副委員長に事前に確認をいただきまして、ご意見を受けて条文の見直しを行ってはどうかというものが4件ございましたので、そちらの説明をさせていただきます。

まず、資料①の1ページの1番をごらんください。

前文について。2行目、「市民、市議会及び市の執行機関」の順にしてはどうかというご意見をいただきました。条例第3条第1項及び第2項においても、「市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は」の順で規定をしておりますので、ご意見のとおり見直しを

させていただく案をご提示させていただいております。

次に、資料①の3ページの10番をごらんください。

第2条第3号、市民活動について、「公共の利益」にしてはどうかというご意見をいただきました。地域の取り組みの現状をよりの確に反映させるため、ご意見のとおり見直しをさせていただく案をご提示させていただいております。

続きまして、資料①の6ページ、23番をごらんください。

第9条について、「市は、市民協働を促進するため」にしてはどうかというご意見をいただきました。本条例全体の整合を図るため、ご意見のとおり見直しをさせていただく案をご提示させていただいております。

最後になりますが、資料①の6ページ、26番をごらんください。

第10条の表題、参入参加の機会提供について、「参加」という文言を削除してはどうかというご意見をいただきました。条文にも逐条解説にも、参加という文言が入っておりませんでしたので、ご意見のとおり見直しをさせていただく案をご提示させていただいております。

以上が、ご意見を受けて条文及び逐条解説の見直しの検討をお願いするものです。

なお、この修正案については、資料②と資料③の条文及び逐条解説の修正箇所を網かけをして明示してあります。

説明は以上です。

## ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、ご意見あればよろしくお願ひしたいと思ひます。

特別にこれをこういうふうにしたほうがいいのかないかということではないかと、そう思っています。

特別に意見がないようですが、あと、この条例の逐条解説案の修正部分について、網かけの部分やね、これ。

## ○ 岡田議会事務局主幹

それでは、逐条解説の修正した箇所をもう一度確認をさせていただきます。網かけをしている箇所です。

まず、資料②の前文の2行目、「市民、市議会及び市の執行機関」と、このように順番を入れかえさせていただきました。

解説のほうも同じく、6行目の最後、「市民、市議会及び市の執行機関」と、こういった順番に修正をさせていただきました。

続きまして、第2条第3号の市民活動の条文なんですけれども、市民等が、「公の利益を目的とし、」となっておったんですが、「公共の利益を目的とし、」と、このように修正をさせていただきました。

続きまして、第9条の最初、「市は、市民協働を推進するため」となっておったんですが、他の条文とも文言を合わせまして、「促進するため」と、このように修正させていただきました。

最後、第10条の表題なんですけれども、表題のところが「参入参加の機会提供」となっておったんですが、こちらの「参加」というのを削除させていただいて、「参入の機会提供」と、このように修正をさせていただく案を提示させていただきました。

以上です。

#### ○ 小林博次委員長

先ほどの市民の意見を聞いて、こんなふうに変更をしたと。それでいいですね。

#### ○ 早川新平委員

いいんですが、ちょっと教えていただきたいのが、第2条の修正していただいた公と公共の違いというのをちょっと教えていただきたいんです。公共と公と、どういう違いがあるのか、それをちょっと説明していただきたい。

#### ○ 小林博次委員長

事務局から説明させます。

#### ○ 岡田議会事務局主幹

公益というのは一般的には、公の利益ということで不特定多数のサービスのことをいいます。公益の他には、共益、私益というのがあると思います。共益というのは相互の、互助を前提に会員を限定している、例えば自治会であるとか、同窓会であるとか、そういつ

た会員をある程度限定しているものが共益。今回、公の利益となっていましたので、例えば自治会の活動であれば共益の部分もありますので、そういった現状に沿って公共の利益という言葉にしてはどうかという提案でございます。

○ 早川新平委員

別にそれは異存はないんですけども、ちょっと公と公共の言葉の持つ意味を教えて。例えば「公」の後に、「公益」とかつきますやん。公共の利益と公の利益というのはどう違いがあるのかなど。広義でいうのか狭義でいうのか、そののところ、ちょっと微妙なところがあるので、私ちょっとわからないので教えていただきたいということで質問させていただいたんですが。

○ 小林博次委員長

理事者のほう、どうですか。

○ 稲垣市民文化部政策推進監

市民文化部政策推進監、稲垣です。

先ほど議会事務局からも説明をいただきましたけれども、こちら理事者のほうとしても同様に、当初は公の利益ということでありましたけれども、先ほどお話がありましたように、自治会など、公だけじゃなくて共益の部分というところもあるということで、公共というふうな修正をしまして、こちらのほうが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

これは言葉の違いでとやかく言うことはないんですけど、ちょっとそこが疑問で、わからなかったの。変えた以上は、それだけの意味があるんやろうなと思って、その違いをちょっと教えていただいたので。別に反対するものじゃないんですけども、もう一度だけちょっと教えていただけますか。公を公共に変えたという大きな違いを。公共の利益で、「共」をつけたわけですか。

○ 稲垣市民文化部政策推進監

大きな違いといたしますか、どちらも感覚的にはそんなに違いといたしますか、大きく方向が違うということはないかと思えます。

「共」を入れたところですが、この言葉のとおり、公益の部分がないかという、公益の部分もあるということで、ご意見いただきましたように、どちらが望ましいかという点からいけば、公益を含んだ公共と、公だけではなくて公共という形で入れたほうが良いというふうな考え方でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

○ 川村高司委員

9月4日付で意見の全体を配っていただいたうちの、8ページの32番に対する回答を、ちょっとよう見つけなかったんですけど。NPO法人の実態につきまして市議会並びに市長はどれだけ把握されているのでしょうかという。もとの9月4日の意見募集の資料ですけど。

○ 小林博次委員長

今手元に配付した資料でいくと。どこ。

(発言する者あり)

○ 川村高司委員

済みません。今回いただいた資料の9番とか42番とか、基本、市民自治、市民協働の考え方には賛成であると。しかし、行政がNPOを含んで活動に支援をする、活動資金を援助するという点で反対である。中段に、非営利であり、非政府であるというその活動資金を行政に頼るといのは本末転倒ではないか。45番にも、NPOに場所の提供及び財政的支援は必要なしというような具体的な意見に対しての回答が、市民協働を否定するものではないが、NPOに対して違和感を感じるという意見に対する直接的な回答が、回答の中に見当たらないというか。なので、もうちょっとその辺は丁寧に回答しないと、せっかく意見を聞いておいて、言わせておいて、回答なしかというように見えるんですけども、

これは私の偏見ですかね。

#### ○ 山本里香委員

本当にたくさんのご意見をいただいて、もちろん支援をしていただくご意見から、批判的な、あるいは特定の考えでもっての意見とかたくさんいただいて、これ、一つ一つを見てもみると本当に、今までも条例制定をしてきたけれども、なお一層慎重にせないかんということをお願いしながら、絶対に100%物事が一つにまとまるわけではないんですが、例えば今言われたようなことに対する回答であるとか、すごく具体的な例ですけど、6ページの25番で、この方は、理念としてはわかるけれどもというようなことなんだけれども、これが結局、実効性のあるものになっていくことに対する懸念などを書かれているのに対する回答がこれでいいのかなって。24番と25番でくくりとなっていたりするんですけど、先ほどの9番のところ一つをとってみても、大変深い問題がやっぱりあるということ再認識せざるを得ないと思うんですね。

だから、進めていくことに対して、もう少し丁寧な、個々にこの方々に納得をいただくというか、でもこうやって寄せていただいた方には、ある程度不安の部分、この部分にして全然意見が違うからというのじゃなくて、理念はわかっているんだけどもという人たちに対して、もう少し理解を得られるようなことをしないと、これ、せつかくのことでするのでというふうに思うんですが、同じように回答の仕方と。

#### ○ 小林博次委員長

ほかの方はどうでしょうかね。もう少し丁寧に説明、回答せよと、こういうことやね。そのあたりは、もう少し丁寧に説明するようなことをしていくと。

正副委員長一任。

#### ○ 川村高司委員

一任というのは、案をまとめていただくのを一任して、その後、また諮っていただく機会があるという解釈で。

#### ○ 小林博次委員長

また。

○ 川村高司委員

よろしく申し上げます。

○ 豊田政典委員

修正部分以外でもいいですか。

○ 小林博次委員長

修正部分以外というのは。新たな提案。

○ 豊田政典委員

いやいや、回答についての。

○ 小林博次委員長

聞いてから、ちょっと判断は。

○ 豊田政典委員

お金の話は何人か意見をおっしゃられているので、必要性について丁寧にもっと書くべきだということで、今の議論に賛成です。

あと、細かい話ですけど、幾つか、これはもうちょっと考えてほしいというやつを指摘させてもらうので、再考願いたいなというやつを言うていきます。

5ページの17番のところの意見は、一番初めに、市議会が仕事をしていないということ認めたのかって、けんかを売ってきましたやんか。ところが、答えは、そうじゃないんだという答えを言っていないので、この条例をつくることと議会が仕事をしていないのは全く違う、市民意見を反映しているかどうかという話ですけど、もうちょっと反論したほうがいいんじゃないかと思いました。17番ね。

24、25番は山本委員が言われたところですね。これは、特に25番、一番最後に啓発や認知度、意識啓発というようなところに重点を置いている意見だと思うので、そういうことも条例に盛り込んでいるんだよと、お金を出すからいいよみたいな、お金でカバーしているみたいな答えになっていますけど、そうじゃないということで、ちょっと再考いただき



たい。

それから、7ページの30番からずっとあって、これは計画策定のやり方について意見が出ています。それで、その後に出てくるのかな。第12条の市民協働促進委員会がどう関わるんだとか、この人らが案をつくるのかどうかがよくわからないみたいな、そんなような意見ですけど、今までの話だと、第12条の市民協働促進委員会は計画の進捗とかをチェックするという役割だったと思うんですよ。だから、策定の段階ではこの人らが決めるんじゃないということ、このすみ分けをはっきりもうちょっと答えたほうがいいんじゃないかなというのが意見。

それから、8ページの38、39番のところで、お金を出すのに、届け出ではだめなんじゃないかという意見ですよ。これについては、届け出段階で全部お金を出すわけじゃなくて、またお金を出す団体については、別の手続があるからというような話やないですか。だから、そこをもうちょっとはっきりしておいたほうがええんじゃないかなと思います。

それと、それにも関係があるのが、10ページの47番の第15条の情報公開を速やかにやるべきだという意見があって、答えが情報公開制度に基づいてやるんだよって書いてあるけど、そうじゃなくて、第15条というのは、財政的支援の話ですから、財政的支援を行う団体については、条例には出てこないけど、より厳密に審査をして情報公開もする、この条例に基づいて定められていると思うんですよ、要綱なりでね。だから、情報公開制度がよりどころじゃなくて、多分、独自のルールができると思うので、そのことを書くべきじゃないかと思いました。

最後、12ページの55番、この条例の細則のつくり方の意見です。この人は二つのパターンが考えられるけど、議会で承認という形が望ましいみたいな意見で、回答は、この特別委員会の意見を踏まえて市長が定めるってなっていますが、その細則の部分というのは、合意ができていないはずなんです、ここでね。条例を実際に推進していく手続であるとか、細かいところまでは、ここでは話し合いはしたけれども、合意まで至っていないので、これを書いたのは誰かわかりませんが、理事者がつくるとして、いろんな意見が出た中でそれを踏まえるのかなというのがよくわからなかったの、しかるべき人に答えてほしいなと思いました。

いろいろ言いました。

## ○ 小林博次委員長

いろんな角度からの意見が出ていたし、最低ぎりぎりの線で確認しておいたほうがあまりやすいかなと。

ほかに意見があれば出してください。

## ○ 川村高司委員

全般的に、いただいた意見は、肯定的というよりは否定的、ネガティブな意見が多い。その中で、この委員会の中でも意見は分かれるところというか、少数意見ではあるものの、ただ、いただいた意見に対して、どの立ち位置というか、どの価値観というか、判断で回答するものなのかというのは議論をして、今でも収束していないとは私は思っているんですが、最終的な回答というまとめ方というのは、どういうまとめ方になるんですかね。この委員会の中で、前も言いましたけど、パブリックコメントをいただくときの原案としては、1案だけ提示するのが当たり前だという意見で、いやいや、そうではなしに、対案というか、委員会の中ではほかの案もあるので、2案を提示することによって、より多くの意見を求めると。これは私の意見で、抹殺されましたけど。

最終的には、この回答に対しても、どういう回答の仕方というふうになっていくのかというのをちょっとお聞かせいただければ。

## ○ 小林博次委員長

だから、皆さんに事前に配付して、今日、意見が出てきて、その意見を聞いて、そうやなと思う点があれば、集約してまたお示しするけれども、もういつまで論議しても切りがないので、一定程度のところ集約して、市民の皆さんにお諮りをしたという経過があるので、あとは市民の皆さんの意見も、過去の論議の中でここに出た意見もかなり含まれているわけで、それを集約して一つの案として提示しているその方向で、なおかつ足らんといいところを今日、修正いただいて、この次、回答に対する修正案を出させていただいて、皆さんの協力をいただくと、こんなことで考えていますけれども、とりあえずこういう条例をスタートさせて運用していく中で、実際に活動していく中で問題があれば修正する、そういう見直し規定も含まれているわけですから、とにもかくにもスタートさせる。

スタートさせるに当たっては、さっき出てきた意見があるわけで、市民の皆さんの意見に対する回答、もう少し丁寧なほうがいいよということがありましたから、これはもう少し丁寧な回答ができるようにひとつ整理してみるということです。

## ○ 川村高司委員

懸念するところは、例えば国の経済産業省の再生エネルギー買取制度の制度設計の曖昧さから来る、制度を導入した、その結果どうなるかという想像力が至らないがばかりに、すぐ見直しを迫られるであるとか、いろんな問題が後から出てくる。こういうのもまずスタートというよりは、この制度を導入することによってどういうふうな変化が生じるのかとか、懸念される問題点は何かというのも丁寧な議論は必要で、制度設計の詳細は理事者側に任せるべきだという話もありましたけれども、本来それを制定するのであれば、きちっと責任を持って制度設計をするという意味では、さらに掘り下げたレベルまで議論はしないと、後から巻き返しというのでは手おくれになるのではないかというのは、これは私の意見ですけど。

## ○ 小林博次委員長

ほかにありますか。

従来の委員会で論議された中身、それから今いただいたご意見、これらを再度集約して、もう少し回答をいただいた市民の皆さんに丁寧な説明ができるような、そういう対応でこの次、案を出させていただきたいと思います。

それから、制度の中身については、後ほど附則のところでも論議いただきますけれども、予定されている附則をご理解いただいたとして、来年4月1日施行以前に、まだ時間もありますから細則について理事者のほうから内容を求めて、この委員会にお示しをしておきたいと、こんなふうに思っています。そんなことで、その時点でまたご論議をいただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

そんな扱いでよろしいですか。川村委員、よろしいですか。

## ○ 川村高司委員

目立っている意見に関しては、丁寧なというのは、一個人に対応するというのは限界はあると思うんですが、最大公約数的な意見に対しては、きちっと論点を明確にして、それに対する明確な回答というのを考えて回答すべきかなという。だから、私が先ほど申し上げた項目だけじゃなしに、全てにおいてそういうスタンスで、回答というのは議論していただきたいなという。よろしくお願ひします。

○ 小林博次委員長

ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

さっき申し上げたような対応でよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そういうことで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、附則について議題にしたいと思います。

それでは、事務局からご説明をいただきたいと思います。

○ 岡田議会事務局主幹

説明をさせていただきます。資料③の条例案の4ページの最後をごらんください。

条文の本文が固まりましたので、今回、附則の案を調製させていただきました。

まず、第1項の施行期日について。こちらは、これまでの委員会の中でも、平成27年4月1日から施行したいという発言が委員長よりありまして、特段異議もありませんでしたので、このような日程案を入れさせていただきました。

次に、第2項の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、第12条に定める市民協働促進委員会、こちらの委員報酬を、本条例の制定と合わせて、附則によって次のように整備させていただくようご提示をさせていただきました。

説明は以上です。

○ 小林博次委員長

施行日は平成27年4月1日、以下、今申し上げたとおりです。

事務处理的にはこういうことだと思いますが、特別に何か質問はありませんな。

○ 川村高司委員

先ほど冒頭の話で、本文が固まったって、このパブリックコメントの意見を聞いて、修正案というのは先ほど程度のことであって、もうこれで固まったという段階で次に行くこと

いう話。

○ 小林博次委員長

そういうことですね。

○ 川村高司委員

それに対して、いやいや、そうではないですという意見はどうすればいいですか。

○ 小林博次委員長

この次も、また委員会やりますから。

○ 川村高司委員

まだそういう違う意見の……。

○ 小林博次委員長

そうやね。附則としてはこういう扱いでいきたいと。

○ 川村高司委員

きちっとまた議論させていただく場があるという話ですか。

○ 小林博次委員長

そうです。きょう聞いた意見を、もう少し丁寧に答える格好でこの次をお示しさせていただくと。それで集約を図って、附則は、今申し上げたようなことで対応させていただくと、こういうことです。

○ 豊田政典委員

確認なんですけど、それならそうでいいと思うんですが、事務局から今附則の話をされましたけど、その前に委員長言われたのは、まだ日にちもあるので、附則じゃなくて、第18条の市長が別に定める規則の話をされたのかなと僕は思っているんですけど、理事者から案を提案されて、もうちょっと話し合いをしようかというのは、それでいいですか。こ

の附則じゃなくて、今の運用規則の部分。

○ 小林博次委員長

細則はまだ詰めていませんから、理事者のほうから、この条例案に基づいてお示しいただいて、ここで少し意見を交わしたいと、こんなふうに思っています。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 小林博次委員長

そんなことでよろしいですか。

いいですよ、時間ありますから。

○ 川村高司委員

このそもそもの第何条という、本文というんですか、条例案そのものは、もうこれで確定したというものなんですか。

先ほど私が聞いたのは、そもそもの条例案に対する意見に対して、まだ腑に落ちない部分があるのでという立ち位置の人間は、今後どういう発言の機会が得られるのかというような質問でもあったんですけど、先ほどの意図は。

○ 小林博次委員長

今までの論議の中で条例案を一応集約しましたから、何もなければこのまま案として世に出ていく。この案でどうですかというパブリックコメントを求めて、今日は返ってきた皆さんからの意見について、条例に反映すべき中身はこうですよという整理をして、お示しをしてご論議をいただいたと。少し意見が出ましたから、もう少し丁寧なほうがええよということですから、少し整理をして、従来の意見とこのパブリックコメントを含めた意見を整理して、もう少し丁寧に説明をしていくと、こういうことがこの次の委員会で論議をされる中身になります。ですから、より親切に回答しなさいよという中身が次の委員会で示されると、こういうことです。

○ 川村高司委員

ということは、先ほども申し上げたような、NPOを切り離して考えない限り、非常に問題のある条例案だと考えますという意見に対して、それを参酌するというか、原案に盛り込むとか、NPOを切り離しますとか、そういう議論の場はある、ないでいくと、いやいや、もうそれは、NPOも入れたものでパブリックコメントを出しているということから、原案までは修正せずに、この質問に対する回答だけは丁寧にするけれども、案自体はもう変更はしませんよという位置づけですか。

○ 小林博次委員長

いやいや、このパブリックコメントを受けて、だから、市民の皆様の提案を受けて、修正する必要があると感じたら、修正はしていきます。ただ、論議としては、どこかで切ってまとめていくということがありますから、とりあえず今までの2年何カ月に及ぶ論議を集約したものを条例案としてお示しさせていただいて、市民の皆さんの意見を求めたと。だから、丁寧にいくのは言葉だけと違って、必要なら修正もあるということ。

○ 川村高司委員

最終的には、それをまたこの原案の中に、例えば誰にするという定義づけの中でいろんな議論がパブリックコメントの中にありますけれども、対象者については、改めてこれで行きますという、これでいいですねという諮る場が設けられるという。

○ 小林博次委員長

この次、委員会がありますから。

○ 川村高司委員

次の委員会ということですね。

○ 小林博次委員長

はい。ただ、意見を聞かせていただいたので、ちょっと雑な回答のところもあるなど。だから、もう少し丁寧に説明しておくことが必要かなと。それをまたお示しして、条文を変更する必要があるんやないのという論議があれば、変更することもあるかもわかりませ

んがということ。とりあえず、今までのところの集約は、こういうところです。

その間に、まだ施行まで時間的ゆとりがありますから、細則について理事者から、こういう考え方でまとめるというのを聞かせていただいて、意見交換する場はできるのではないかと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そんなような感じで、きょうのところはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

大詰めであることは間違いありませんが、よろしくお願ひします。

それでは、その次、これはこの次の委員会で発言する中身やと思ひますが、全部終了、集約した時点で、この委員会の考え方、まとめを議長に報告させていただいて、代表者会議にお諮りをする、こういうことになるのかなど。11月定例月議会へ上程をしていくと、こういう格好で進んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

なお、前回は、発議者は特別委員会のメンバーを発議者としてやっていくと、こんなことで、代表者会議で確認されているということをお報告しておきます。

それではその次に、今後の日程について。

お手元にありますが、11月14日金曜日13時から、または11月20日10時または13時30分からということですが。

○ 樋口博己委員

ちょっと私、14日14時から予定が入っていますので、それまでは参加させていただきません。

○ 小林博次委員長

日程はこれでよろしいか。これしか日程とれやん。

○ 早川新平委員

2日間ということですか。



○ 小林博次委員長

いや、本当は1日なんやけど。

○ 早川新平委員

これ、どっちかという意味かなと思っておったんやけど。

○ 小林博次委員長

どっちかです。どっちかなんですけれども、動議の都合ではひよっとしてというのが。

20日でもええわけやな。とりあえず2日押さえておいて、14日に決着するぐらいのことでいきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○ 早川新平委員

14日は都合が悪いということだけ報告しておきます。

○ 小林博次委員長

では、20日、一遍にいきますかね。

20日は午前か午後か。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

午後。よろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、20日13時30分。

[次回日程は11月20日と決定する。]

○ 小林博次委員長

できれば、また資料を事前に配付したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

理事者のほうは、細則についても、やっぱりたたき台はつくってください。よろしくお願ひします。

では、きょうの委員会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

10 : 45 閉議